

発行 靖国神社国営化反対福音主義キリスト者の集い(略称「つどい」) 代表・西川重則 TEL/FAX 042-574-9210
事務局 西東京市柳沢 2-11-13 西武柳沢キリスト教会気付 HP <http://yasukuninotsudo.christian.jp/>
例会 毎月第3金曜日 7:00~9:00pm (祝日の場合第4金曜日)
会場 たんぽぽ舎 TEL 03-3238-9035 FAX 03-3238-0797

ヤスクニ・レポ 204

日本国憲法改正をめぐる

代表 西川重則

1

現在国会は閉会中だが、9月26日(月)から臨時国会が始まる予定である。参院選挙の結果、改憲勢力は三分の二が確定と報道されている。改憲阻止を望んでいる私たちにとって厳しい国会と言わねばならない。一方、憲法改正(改悪)を裏づける憲法審査会も開かれようとしている。衆院・参院の憲法審査会が憲法改正(改悪)の審議を進めることは明白であり、安倍首相の主張は周知の通りであり、私たちの力量が問われているが、野党の現状も厳しい状態であり、来たる臨時国会以降の動向は、戦後最重大と言わねばならない。

改めて、主権者・有権者のひとりびとりの責任課題がこれほど厳しく問われていることを熟知しているであろうか。私自身は国会閉会中も、毎月のように講演を依頼されたり、多様な市民運動にあって、以上述べている憲法改正(改悪)阻止、戦争絶対反対の立場を表明しているが、事柄の緊急性・重要性に留意されていない人々がおられることも事実であり、共なる戦いの重要さを訴え続けているところである。

ともあれ、昨年11月11日(水)の「朝日新聞」にくわしく報道されていたが、11月10日、「日本会議」が主導して憲法改正派の大集会が靖国神社に近い日本武道館で開かれている。その日、安倍首相が「21世紀にふさわしい憲法を追求する時期にきている」と、憲法改正への意欲を強調している。そして、「憲法改正に向けて、ともに着実に歩みを進めてまいりましょう」と呼びかけ、参加者一同の大きな拍手がわいたと報道されている。

「日本会議」は1997年5月30日に発足したが、安倍首相も「日本会議」の主張と同じ主張であり、教育基本法の改正(改悪)、日本国憲法改正(改悪)の主張も同様である。「日本会議」や「英霊にこたえる会」が毎年8月15日の敗戦の日の靖国神

社境内での大集会の開催が見られるが、国会議員の発言や類似の主張者が次々と推進運動の論客として発言をくり返し、最後に「声明」を発表していることは知られていよう。私は私たちの〈8・15〉集会の終了直後に靖国神社の推進運動の実態を知ることが必要だと思っており、今年も同様の努力をしたものである。今年は若い世代の集会を初めから終りまで見ながら、推進運動のより若い世代の動向を直接知ることができたと思っている。

2

さて、自民党が結成された時、(1955・11・15)、党の基本方針として、「現行憲法の自主的改正」を公にされたことは重大な出来事、戦後史の中でも最も重大な出来事と言わねばならない。戦後の国会で自民党の国会議員が発言する時、自民党の憲法改正を当然のように考え、主張をくり返していることは、私にとって許しがたい事例のひとつである。なぜなら、自民党の議員にとっては自明のことのように思われているのであろうが、私たちには納得できることではない。日本国憲法の「前文」、本文を学んでいる私にとって、日本国憲法の改正(改悪)を自明のこととは考えてもいない。むしろ、自民党の議員として、日本国憲法を学びもしない、従って知りもしない現状にあって、「日本国憲法改正草案」(2012・4・27、決定)が日本の憲法であるかのように考え、やがて日本国憲法の改正(改悪)を自明と思い、宣伝する政治姿勢を認めることなどできるはずがない。

国会の質問に際して、安倍首相は日本国憲法成立過程について、前提条件である、いわゆる「ポツダム宣言」の歴史的存在について思いもしなかったようである。驚くべき事実であり、事実答弁もできなかったが、そのような安倍首相の無知な現状を、私

たち主権者・有権者が「ポツダム宣言」について無知なことを止むを得ないことと考えるという習性を反省し、私たち自身が憲法の内容と不可分の関係にある「ポツダム宣言」のたとえば第10項などについて熟知すべき責任があることを考え、反省することが必要であろう。「ポツダム宣言は民主憲法の原型」（明治大学文学部兼任講師の山本智之氏の発言、「東京新聞」、2015・7・26、参照）。

「ポツダム宣言」の第10項は、日本国憲法の前提条件である民主主義と平和主義の必要についての条文であり、臨時国会以降の政治状況を直視する時、「ポツダム宣言」の第10項の意味をよく知ること、そして日本国憲法に熟知することが今こそ極めて重要であることを強調しておきたい。

私が講演などで力説しているように、敗戦後の初期の段階で、主要な新聞社が、日本国憲法が施行された（1947・5・3）歴史的意味を社説などで強調・評価したことを心に刻み、可能なら、「朝日新聞」、2015・5・7、夕刊だが、「軍備なき国」の素晴らしい記事の評価していることを直接読んで欲しい。記事の事例として、「朝日新聞」、「読売新聞」、「四国新聞＝高松市」、現在の「産経新聞」の文章を報告している。戦後71年の現在では考え

られないすばらしい文言であることを率直に認め、高く評価したいと思っている。

最後に、日本国憲法の改正(改悪)が予想される国会状況であるが、私自身も憲法改正(改悪)には反対であるが、天皇制をめぐる諸問題は、佐藤 功憲法学教授が『憲法』、1955年12月30日に初版を発行しており、私は歴史的名著であることを確信しているが、主張の意味は、日本国憲法が私たち主権

者・有権者による日本国憲法の確定、（「前文」、参照）であれば、天皇制は本来の民主主義になじまないとの主張は正しいと言わざるを得ないと思っている。同じ主張と思われる後藤 靖編の『天皇制と民衆』、東京大学出版会発行、1976年10月29日初版の文章も類似の主張をしている。次の一文である。「日本社会の民主主義の更なる発展のなかで、政治制度としての天皇制（象徴天皇制）を含めて現憲法が改正される歴史的時期がくるとき、そのとき国民の意思によって政治制度としての天皇制は廃止される運命にあるであろう」（266、267頁）。（2016・9・18）

2016年8月26日例会奨励 ヨハネの福音書8章31～32節「真理はあなたたちを自由にする」 村瀬 俊夫教師（日本長老教会武蔵中会教師）

イエスは「わたしの言葉にとどまるなら、あなたたちは本当に私の弟子である。あなたたちは真理を知り、真理はあなたたちを自由にする」と言われます（ヨハネ福音書8:31-32）。

「真理」とはイエスご自身ことであり、その真理が信じる者たちを自由にしてくれるのです。それは根本的には、私たちが罪の奴隷状態から解放し、神の子として、神の御心に沿う歩みができるようにしてくれることを意味します。

私は19歳で、イエスの言葉にとどまるように導かれ、罪から救い出されてキリスト者となりました。それから今日まで68年間、そのうち50年余は現職の伝道師・牧師として、キリスト者の歩みを続けてまいりました。イエスは聖霊においていつも私と共にいてくださり、私を自由にしてくださいました。罪からの解放に次ぐ自由の最たるものは、皇国史観からの解放であった、とすることができます。

敗戦を迎える16歳まで、軍国主義の下に皇国史観を叩き込まれる教育を受けてきましたが、それが

骨の髄までしみ込んでいなかったのでしょうか、比較的すんなりキリスト者となり、入信後10年くらいして皇国史観から全く自由にされたのです。私が生きているのはキリストのため、いやキリストのゆえであるとの自覚が深まり、それが身につけてまいりました。私が生きているのは、断じて天皇のため、いや天皇のゆえではありません。私にとって、生きることがキリストであり、天皇ではありません。安倍内閣の暴走による戦前回帰の傾向は、皇国史観が多く日本人の意識に潜在しており、それがいつでも顕在化する状態にあることを示しているものと思われます。日本国憲法は皇国史観と無縁のものでありますから、日本国憲法が尊重され擁護されるためには、日本人が皇国史観から解放され、皇国史観と訣別することが必須の要件なのです。そのことを可能にしてくれるものとして、キリスト信仰によって与えられる自由に優るものがあるのでしょうか。